

## 船舶事故調査報告書

令和6年10月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年6月1日 10時10分ごろ
発生場所	青森県八戸市青葉湖（世増 <sup>よまさり</sup> ダム） 世増四等三角点から真方位115°560m付近 （概位 北緯40°23.3′ 東経141°28.8′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年6月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.16m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、エヌエス環境株式会社青森支店
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、世増ダムの水質調査を行う目的で、操縦者が船尾部に座って操船を行い、同乗者が中央部に座り、船首部に調査資材を積載した状態で、約5～6km/hの対地速力で手動操舵により南西進していた。</p> <p>本船は、同乗者が不意に船首部に移動したところ、船体が船首側に傾き、湖水が船首方から舷縁を越えて大量に浸入し、船首部から沈み込んだ後、転覆した。</p> <p>操縦者は、携帯電話でダム管理事務所の職員に本事故の発生を連絡し、同職員から通報を受けて来援した消防の救助艇により、同乗者と共に救助された。</p> <p>本船は、出発時の乾舷が約0.2mであった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、ふだんどおり積載物及び乗船者の配置を工夫し、船体の船首部、中央部及び船尾部に重量を分散させた状態で出発したが、同乗者とは約10年間共に水質調査の作業を行っていたので慣れがあり、本事故当時、同乗者に対し、航行中には船上での移動を控えるなどの指示不足があったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、船首部に調査資材を積載した状態で航行中、中央部に座っていた同乗者が船首部に移動したことから、船体が船首側に傾き、湖水が船首方から舷縁を越えて大量に浸入し、船首部から沈み込んだ

	<p>後、転覆したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、同乗者とは長年にわたって共に水質調査の作業を行っており、慣れが生じていたことから、航行中には船内の移動を控えるよう指示しなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、船首部に調査資材を積載した状態で航行中、中央部に座っていた同乗者が船首部に移動したため、船体が船首側に傾き、湖水が船首方から舷縁を越えて大量に浸入し、船首部から沈み込んだ後、転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミニボートの操縦者は、積載物の重量を前後に分散させることで姿勢が安定することに留意するとともに、重量物を船首部に積載した状態で乗船者が船首部に移動すると、船体が船首側に傾き転覆する危険性が高まるので、乗船者に対し、不用意に船上を移動しないよう指示を徹底すること。</li> </ul>